

令和3年3月松伏町教育委員会定例会会議録

・開会及び閉会に関する事項	令和3年3月23日(火)午後 1時30分 開会 午後 3時40分 閉会	
・場所	・松伏町役場 本庁舎201会議室	
・出席委員の氏名	・教育長 岡田 直人	
	・教育長職務代理者 若盛 正城	
	・委員 渡邊 淳子	
	・委員 宇田川 陽子	
・欠席委員の氏名	・委員 田口 嘉則	
・傍聴人の氏名	・なし	
・委員及び傍聴人を除く他議場に参加した者の氏名	・教育総務課長 相沢 一弘 ・教育文化振興課長 目黒 健二	
・議長名	・教育長 岡田 直人	
・会議録署名委員等	・出席委員全員及び会議録調製職員	
・書記	・主幹 松本 邦彦 ・副主幹 岡本 正央	
1. 開 会	議 長	午後1時30分、開会を宣言する。
2. 日程説明	主 幹	前回の会議録の承認、教育長の報告、報告3件、議案5件、各委員からの報告及びその他事務局報告3件、その他4件である旨説明する。
3. 前回会議録の承認を求めることについて	書 記	令和3年2月16日に開催した松伏町教育委員会2月定例会の会議録を朗読する。
	議 長	委員に諮る。
	委 員	異議なし。
	議 長	2月定例会の会議録について、承認したことを宣言する。
4. 教育長の報告	岡田教育長	・年度末の諸会議 ・3月松伏町議会定例会 ・中学校卒業証書授与式 ・暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果
	議 長 相沢教育総務課長	報告第2号 専決処理事項の報告について、説明を求める。 教育委員会の所管に属する学校の職員の人事に関することについて、教育委員会を招集する暇がなかったため、別紙のとおり専決処理をしたので報告する。 専決処理書により、説明する。

	<p>議 長 相沢教育総務課長</p>	<p>報告第3号 専決処理事項の報告について、説明を求める。 教育委員会の所管に属する学校の職員の人事に関することについて、教育委員会を招集する暇がなかったため、別紙のとおり専決処理をしたので報告する。 専決処理書により、説明をする。</p>
	<p>議 長 相沢教育総務課長</p>	<p>報告第4号 専決処理事項の報告について、説明を求める。 令和3年度松伏町一般会計補正予算（第1号）（案）に係る意見聴取について、教育委員会を招集する暇がなかったため、別紙のとおり専決処理をしたので報告する。 専決処理書により、説明する。</p>
<p>5. 議 案</p>	<p>議 長 目黒教育文化振興課長 若盛職務代理 目黒教育文化振興課長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案第11号 松伏町文化財保護審議委員の委嘱について、説明を求める。 松伏町文化財保護審議委員規則（平成17年教育委員会規則第8号）第2条の規定に基づき、松伏町文化財保護審議委員を別紙のとおり委嘱したいので、松伏町教育委員会の議決を求める。 議案別紙、参考資料により説明をする。 委嘱にあたっての年令制限等はあるのか。 規則の中に何期までという制限はない。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
	<p>議 長 相沢教育総務課長 宇田川委員 相沢教育総務課長 宇田川委員 相沢教育総務課長 議 長 委 員 議 長</p>	<p>議案第12号 松伏町立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則について、説明を求める。 松伏町立小中学校の職員の出校時刻及び退校時刻の記録及び退職願について、県の学校職員の運用に準じた取り扱いをする必要があるため、松伏町立小中学校職員服務規程を改正したいので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。 議案別紙、参考資料により説明をする。 今回の改正は、今までなかったものに加筆したものなのか。 今までのものに加筆したものである。 勤怠管理については、どのようにしているのか。 勤怠管理については、専用のソフトを利用している。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。</p>
	<p>議 長 相沢教育総務課長 宇田川委員</p>	<p>議案第13号 松伏町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、説明を求める。 教育委員会事務局の組織改正により、教育総務課学務担当及び指導担当を統合し、新たに学校教育担当を設けるとともに、規定の整備をするため、松伏町教育委員会事務局組織規則を改正したいので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。 担当を1つにすることによって、担当の人員を増やすという理</p>

	相沢教育総務課長 議 長 委 員 議 長	解で良いのか。 担当を1つにして、1人増やし、少しずつ仕事を分けてやることを考えている。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。
	議 長 相沢教育総務課長 若盛職務代理 相沢教育総務課長 議 長 委 員 議 長	議案第14号 松伏町教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令について、説明を求める。 課長の専決事項について代決することができるものに出先機関の長を加えるため、松伏町教育委員会事務局決裁規程を改正したので、別紙案のとおり提出し、議決を求める。 出先機関の長とは具体的にどのような方なのか。 教育委員会では、給食センター所長、中央公民館長、B&G海洋センター所長が該当する。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。
	議 長 相沢教育総務課長 渡邊委員 相沢教育総務課長 議 長 委 員 議 長	議案第15号 学校における働き方改革基本方針について、説明を求める。 県教育委員会では、令和元年9月24日に「学校における働き方改革基本方針」を策定しました。これを受け町教育委員会においても「学校における働き方改革基本方針」を別冊のとおり定めたので、議決を求める。 働き方改革の中で、留守番電話にしたことによる支障や良くなった点はあるのか。 以前は、保護者等から電話があると仕事の手を止めて対応していた。良い点は仕事に集中できるようになったことである。 委員に諮る。 異議なし。 原案のとおり議決したことを宣言する。
6. 各委員からの報告	若盛職務代理 渡邊委員 宇田川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナの状況について ・杉の子学童のトイレについて ・3校の卒業式について ・第二小学校の通学路の変更について ・4月からのタブレットの導入について ・公園の遊具について ・第二小学校40周年について
7. その他（報告） (その他)	主 幹 相沢教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月以降の松伏町教育委員会の主な行事計画等について →5月定例会は、19日午後2時から開催する。 ・令和2年3月議会定例会の一般質問について ・令和2年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について ・令和3年度松伏町中学生の進路状況について

	主 幹	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度松伏町立小中学校辞令交付式並びに着任式について ・埼玉葛地区教育委員会連合会理事会及び総会の開催について ・埼玉県市町村教育委員会教育委員研究協議会等の開催日について
8. 閉 会	議 長	午後3時40分閉会を宣言する。